

県立伊奈学園中校長 様

埼玉県教育委員会教育長

「ネットいじめ等の予防と対応策の手引」の送付並びに生徒が利用する
携帯電話等に係る生徒指導の徹底について（通知）

本県教育行政の推進につきましては、日ごろ格別の理解と協力をいただき、心から感謝致します。

さて、「ネットいじめ等の予防と対応策の手引」が完成しましたので、今月末に各学校へ別途送付致します。各学校におかれましては、本手引書を積極的に活用され、携帯電話等に係る生徒指導の徹底をお願いします。具体的には、平成20年7月29日付けで送付した20文科初第49号「児童生徒が利用する携帯電話等をめぐる問題への取組の徹底について」の文部科学省通知の内容に十分留意するとともに、下記に記載した事項の確実な実施をお願いします。

また、手引書の62ページに「学校における携帯電話使用の指導方針」を示しましたので、この指導方針の趣旨を十分斟酌するとともに、これまでの指導の経緯や生徒、保護者の意向、さらには地域等の実情などを十分踏まえ、早急に校内規程等を作成されるようお願いいたします。

なお、各学校で作成していただく校内規程等については、平成21年2月末にその整備状況を把握するための調査を予定しておりますので、併せて申し添えます。

記

- 1 自校生徒の携帯電話の利用状況について、その実態を把握すること。
- 2 学校における携帯電話の取扱いについて、校内規程等を明確に定め、生徒・保護者に周知し、理解を得ること。
- 3 ネットいじめ等について、未然防止、早期発見・早期対応につながる効果的な取組や関係機関と連携した取組を行うこと。
- 4 情報モラル教育については、ネット上の危険を回避する方法を学ばせるとともに、家庭との連携を図りつつ、指導を行うこと。
- 5 保護者に対して、有害情報に関する啓発活動を定期的実施するとともに、協力体制を構築すること。

担 当

教育局県立学校部生徒指導室長付
生徒指導・心の教育担当 青木・堀井
TEL 048-830-6908

各県立高等学校長 様

埼玉県教育委員会教育長

「ネットいじめ等の予防と対応策の手引」の送付並びに生徒が利用する
携帯電話等に係る生徒指導の徹底について（通知）

本県教育行政の推進につきましては、日ごろ格別の理解と協力をいただき、心から感謝致します。

さて、「ネットいじめ等の予防と対応策の手引」が完成しましたので、今月末に各学校へ別途送付致します。各学校におかれましては、本手引書を積極的に活用され、携帯電話等に係る生徒指導の徹底をお願いします。具体的には、平成20年7月29日付けで送付した20文科初第49号「児童生徒が利用する携帯電話等をめぐる問題への取組の徹底について」の文部科学省通知の内容に十分留意するとともに、下記に記載した事項の確実な実施をお願いします。

また、手引書の62ページに「学校における携帯電話使用の指導方針」を示しましたので、この指導方針の趣旨を斟酌するとともに、これまでの指導の経緯や生徒、保護者の意向、さらには地域等の実情などを十分踏まえ、早急に校内規程等を作成されるようお願いします。

なお、各学校で作成していただく校内規程等については、平成21年2月末にその整備状況を把握するための調査を予定しておりますので、併せて申し添えます。

記

- 1 自校生徒の携帯電話の利用状況について、その実態を把握すること。
- 2 学校における携帯電話の取扱いについて、校内規程等を明確に定め、生徒・保護者に周知し、理解を得ること。
- 3 ネットいじめ等について、未然防止、早期発見・早期対応につながる効果的な取組や関係機関と連携した取組を行うこと。
- 4 情報モラル教育については、ネット上の危険を回避する方法を学ばせるとともに、家庭との連携を図りつつ、指導を行うこと。
- 5 保護者に対して、有害情報に関する啓発活動を定期的実施するとともに、協力体制を構築すること。

担 当

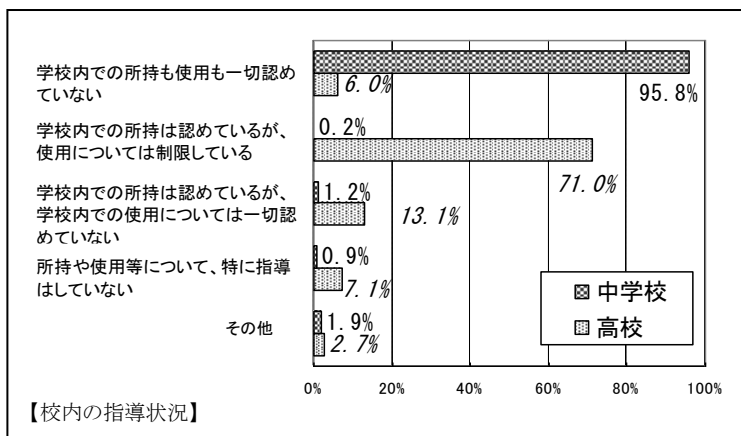
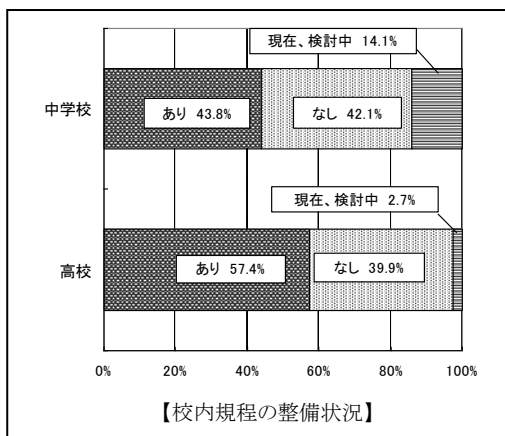
教育局県立学校部生徒指導室長付
生徒指導・心の教育担当 青木・堀井
TEL 048-830-6908

Ⅲ-13 学校における携帯電話使用の指導方針

県では、本年7月に全ての公立中学校と高等学校を対象に、校内での携帯電話の利用制限などに関する調査を実施しました（グラフ参照）。その結果、中学校では、携帯電話の校内での所持も使用も一切認めてない学校が95.8%、高等学校では、校内での所持や使用に一定の制限を加えている学校が合計90.1%という状況でした。また、このうち、携帯電話の利用制限について校内規程として明確に整備されている学校は、全体で47.9%という実態が明らかになりました。

校内における携帯電話利用に向けた効果的な指導を進めていくためには、学校における携帯電話の取扱いに関する方針（ルール）を明確化し、教職員及び保護者の間で共通理解を図り、児童生徒への指導の充実をより一層図っていくことが必要となります。

次に、携帯電話使用のルール作りにおける県立中学校及び高等学校の指導方針を示します。



【県立中学校における携帯電話使用の方針】

中学生の携帯電話利用については、物事の判断能力が十分に育成されていない段階であること、また、その利用における依存症やいじめ、有害サイト利用に伴うトラブルの発生など、学習活動への様々な影響が考えられることなどから、中学校における携帯電話使用のルール作成については、次のような指導指針を定めることが適当であると考えます。

【県立中学校における携帯電話使用の指導指針（ルール）例】

- ①中学生においては、発達段階を考慮し、特段の事情がない限りは、校内への携帯電話の持ち込みを原則禁止する。
- ②生徒の通学時における安全確保等の観点から、特別やむを得ない事情がある場合は、学校長の判断により、例えば居場所確認や通話機能に限定した携帯電話とする。
- ③学校への持ちこみを認める場合は、学校での教育活動に支障がないように配慮するため、校内での使用を禁止する他、登校後に学校で一時的に預かり、下校時に返却する。

【県立高等学校における携帯電話使用の方針】

高校生の携帯電話利用については、通学範囲の拡大や部活動等で下校時間が遅くなるなどの安全確保の観点や、卒業後も社会人として携帯電話のリスクを十分理解し適切な活用を図る能力を高めしていく必要もあることなどから、高等学校における携帯電話使用のルール作成については、各学校の実態に応じ、次のような指導指針を定めることが適当であると考えます。

【県立高等学校における携帯電話使用の指導指針（ルール）例】

- ①携帯電話の校内での所持は認めるが、その使用については原則禁止する。
- ②携帯電話の保管は、各自の自己責任で行う。
- ③学校の指導指針に対して、違反が繰り返される場合には、携帯電話の一時預かりや校内所持の禁止を含め必要な指導措置が別途行われる。

※【留意事項】 指針の実施にあたっては、入学準備説明会やPTA総会等を活用し、明文化した指導指針を示し、あらかじめ保護者等への周知を行うなど、学校の取組に対する理解を得て、協力体制を構築すること。
 なお、この指導指針については、生徒心得などに記載し、児童生徒への周知徹底を図ること。

◎ 市町村教育委員会において、携帯電話使用の指導方針を策定する場合には、上記内容を参考にしてください。